

連結情報

中間連結財務諸表

■中間連結貸借対照表

(単位：百万円、%)

	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	
	金額	構成比	金額	構成比
(資産の部)				
現金預け金 ※7	24,738	3.13	17,207	2.19
コールローン及び買入手形	42,852	5.41	56,500	7.18
買入金銭債権	39	0.00	37	0.00
有価証券 ※7	197,307	24.93	207,335	26.34
貸出金 ※1,2,3,4,5,6,8	509,185	64.32	486,382	61.80
外国為替	204	0.03	95	0.01
その他資産 ※7	3,705	0.47	5,065	0.64
有形固定資産 ※9,10,11	12,041	1.52	12,099	1.54
無形固定資産	81	0.01	202	0.03
繰延税金資産	3,577	0.45	4,342	0.55
支払承諾見返 ※13	5,065	0.64	2,884	0.36
貸倒引当金	△7,198	△0.91	△5,076	△0.64
資産の部合計	791,601	100.00	787,074	100.00
(負債の部)				
預金	727,573	91.91	723,080	91.87
譲渡性預金	23,240	2.94	22,450	2.85
借入金 ※12	6,225	0.79	9,983	1.27
外国為替	2	0.00	0	0.00
その他負債	2,625	0.33	3,043	0.38
賞与引当金	314	0.04	240	0.03
退職給付引当金	889	0.11	525	0.07
役員退職慰労引当金	—	—	106	0.01
睡眠預金払出損失引当金	—	—	70	0.01
再評価に係る繰延税金負債 ※9	1,895	0.24	1,893	0.24
支払承諾 ※13	5,065	0.64	2,884	0.37
負債の部合計	767,831	97.00	764,278	97.10
(純資産の部)				
資本金	7,485	0.95	7,485	0.95
資本剰余金	5,875	0.74	5,875	0.75
利益剰余金	6,055	0.77	6,906	0.88
自己株式	△40	△0.01	△54	△0.01
株主資本合計	19,376	2.45	20,212	2.57
その他有価証券評価差額金	1,978	0.25	181	0.02
繰延ヘッジ損益	0	0.00	△4	△0.00
土地再評価差額金 ※9	2,404	0.30	2,397	0.31
評価・換算差額等合計	4,383	0.55	2,573	0.33
少数株主持分	10	0.00	10	0.00
純資産の部合計	23,770	3.00	22,796	2.90
負債及び純資産の部合計	791,601	100.00	787,074	100.00

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

■中間連結損益計算書

(単位：百万円、%)

	前中間連結会計期間 (平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)		当中間連結会計期間 (平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)	
	金額	百分比	金額	百分比
経常収益	10,065	100.00	10,314	100.00
資金運用収益	7,853		8,529	
(うち貸出金利息)	(6,086)		(6,165)	
(うち有価証券利息配当金)	(1,408)		(2,025)	
役務取引等収益	1,260		1,270	
その他業務収益	742		94	
その他経常収益	209		420	
経常費用	9,218	91.58	9,197	89.17
資金調達費用	909		1,575	
(うち預金利息)	(346)		(985)	
役務取引等費用	878		885	
その他業務費用	230		66	
営業経費	6,195		5,950	
その他経常費用 ※1	1,003		720	
経常利益	847	8.42	1,116	10.83
特別利益 ※2	88	0.87	20	0.20
特別損失 ※3	71	0.71	268	2.61
税金等調整前中間純利益	864	8.58	868	8.42
法人税、住民税及び事業税	218	2.17	457	4.43
法人税等調整額	148	1.47	△29	△0.29
少数株主利益(△は少数株主損失)	0	0.00	△2	△0.02
中間純利益	497	4.94	443	4.30

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結情報

■中間連結株主資本等変動計算書

前中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高	7,485	5,875	5,758	△35	19,082
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当 ^(注)			△189		△189
利益処分による役員賞与 ^(注)			△10		△10
中間純利益			497		497
自己株式の取得				△4	△4
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計	—	—	297	△4	293
平成18年9月30日残高	7,485	5,875	6,055	△40	19,376

（単位：百万円）

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成18年3月31日残高	2,792	—	2,404	5,196	10	24,288
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当 ^(注)						△189
利益処分による役員賞与 ^(注)						△10
中間純利益						497
自己株式の取得						△4
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△813	0		△812	0	△812
中間連結会計期間中の変動額合計	△813	0	—	△812	0	△518
平成18年9月30日残高	1,978	0	2,404	4,383	10	23,770

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高	7,485	5,875	6,647	△48	19,959
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当 ^(注)			△189		△189
中間純利益			443		443
自己株式の取得				△6	△6
土地再評価差額金取崩額			5		5
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計	—	—	259	△6	252
平成19年9月30日残高	7,485	5,875	6,906	△54	20,212

（単位：百万円）

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成19年3月31日残高	1,981	0	2,402	4,384	12	24,356
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当 ^(注)						△189
中間純利益						443
自己株式の取得						△6
土地再評価差額金取崩額						5
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△1,799	△5	△5	△1,810	△2	△1,812
中間連結会計期間中の変動額合計	△1,799	△5	△5	△1,810	△2	△1,559
平成19年9月30日残高	181	△4	2,397	2,573	10	22,796

(注) 平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

■中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

	前中間連結会計期間 (平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)	当中間連結会計期間 (平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	864	868
減価償却費	222	226
減損損失	13	—
貸倒引当金の増減(△)額	292	△610
賞与引当金の増減(△)額	19	△71
退職給付引当金の増減(△)額	△12	△226
役員退職慰労引当金の増減(△)額	—	106
睡眠預金払出損失引当金の増減(△)額	—	70
資金運用収益	△7,853	△8,529
資金調達費用	909	1,575
有価証券関係損益(△)	△510	△345
為替差損益(△)	△0	239
固定資産処分損益(△)	△13	19
貸出金の純増(△)減	△8,384	3,433
預金の純増減(△)	8,476	5,330
譲渡性預金の純増減(△)	1,710	△110
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△3	—
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	△1,597	1
コールローン等の純増(△)減	△1,511	△6,499
外国為替(資産)の純増(△)減	△91	△62
外国為替(負債)の純増減(△)	1	0
資金運用による収入	6,040	6,336
資金調達による支出	△710	△1,122
その他	211	△325
小計	△1,925	302
法人税等の還付額	—	168
法人税等の支払額	△762	△136
営業活動によるキャッシュ・フロー	△2,687	333
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△36,312	△35,495
有価証券の売却による収入	12,108	8,336
有価証券の償還による収入	22,226	23,087
投資活動としての資金運用による収入	1,527	2,008
有形固定資産の取得による支出	△376	△293
有形固定資産の売却による収入	83	2
無形固定資産の取得による支出	—	△53
投資活動によるキャッシュ・フロー	△743	△2,408
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動としての資金調達による支出	—	△150
配当金支払額	△189	△189
自己株式の取得による支出	△4	△6
財務活動によるキャッシュ・フロー	△193	△346
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
V 現金及び現金同等物の増減(△)額	△3,624	△2,421
VI 現金及び現金同等物の期首残高	20,713	19,337
VII 現金及び現金同等物の中間期末残高	17,089	16,916

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

■中間連結財務諸表

前中間連結会計期間の中間連結財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、当中間連結会計期間の中間連結財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本監査法人の監査証明を受けております。

■中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項
(当中間連結会計期間)

- 連結の範囲に関する事項
 - 連結子会社 2社
会社名 仙銀ビジネス株式会社 仙銀カード株式会社
 - 非連結子会社 0社
- 持分法の適用に関する事項
 - 持分法適用の非連結子会社 0社
 - 持分法適用の関連会社 0社
 - 持分法非適用の非連結子会社 0社
 - 持分法非適用の関連会社 0社
- 連結子会社の中間決算日等に関する事項
 - 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。
9月末日 2社

(2)子会社については、中間決算日の財務諸表により連結しております。

4. 会計処理基準に関する事項

- 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
- 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 減価償却の方法
 - 有形固定資産
当行及び連結子会社の有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 2年～50年 動産 2年～20年

連結情報

(会計方針の変更)

平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ16百万円減少しております。

(追加情報)

当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

② 無形固定資産

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,775百万円であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(追加情報)

破綻懸念先の債権については、従来、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対し貸倒実績率に基づく予想損失率を乗じて貸倒引当金を計上してまいりましたが、急速な貸倒実績率の低下により算定基礎としての合理性が低下したことから、当中間連結会計期間から、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債権については、個々の債権ごとに残存期間を算定し残存期間に対応する予想損失率を引当てております。これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は138百万円増加し、経常利益及び税金等調整前中間純利益は同額減少しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から費用処理

なお、会計基準変更時差異(2,385百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。

(会計方針の変更)

従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしてまいりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)の公表を契機として、役員に対する退職慰労金の支給見込額を当該役員の前任期間にわたり費用配分することで期間損益の適正化を図るため、当中間連結会計期間より役員退職慰労引当金を計上しております。これにより、従来の方法に比べ、営業経費は64百万円減少、経常利益は64百万円増加し、特別損失は170百万円増加、税金等調整前中間純利益は106百万円減少しております。

(9) 睡眠預金払出損失引当金の計上基準

睡眠預金払出損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払出損失に備えるため、過去の払出実績に基づく将来の払出損失見込額を引当てております。

(会計方針の変更)

利益計上した睡眠預金の預金者への払出損失は、従来払出時の費用として処理してまいりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が公表されたことを契機として、期間損益の適正化及び財務内容の健全化を図るため、当中間連結会計期間より払出損失見込額を引当計上しております。これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は8百万円減少、経常利益は8百万円増加し、特別損失は78百万円増加、税金等調整前中間純利益は70百万円減少しております。

(10) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

なお、連結子会社の外貨建資産・負債はございません。

(11) リース取引の処理方法

当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に転移すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成11年1月22日))注14により、金利スワップ取引に係る金銭の受払の純額等を当該資産等に係る利息に加減して処理しております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

連結子会社はヘッジ会計を適用していません。

(13) 消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

■ 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(金融商品に関する会計基準)

「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

■ 注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,445百万円、延滞債権額は20,305百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は188百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,776百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は25,716百万円であります。

なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※5. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は1,500百万円であります。

※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,590百万円であります。

※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
日本銀行共通担保、為替決済担保、公金事務取扱担保、金融派生商品取引担保として、有価証券46,680百万円、現金預け金21百万円及びその他資産2百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち敷金保証金は221百万円であります。
※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、120,672百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が114,221百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができ旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、興行価格補正等、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

2,437百万円

※10. 有形固定資産の減価償却累計額 5,408百万円

※11. 有形固定資産の圧縮記帳額 343百万円

（当中間連結会計期間圧縮記帳額 0百万円）

※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金9,800百万円が含まれております。

※13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は1,190百万円あります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。

前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ1,060百万円減少します。

（中間連結損益計算書関係）

※1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額459百万円、貸出金償却210百万円、債権売却損失20百万円及び株式等償却14百万円を含んでおります。

※2. 特別利益のうち主要なものは下記のとおりであります。

償却債権取立益 20百万円

※3. 特別損失のうち主要なものは下記のとおりであります。

役員退職慰労引当金繰入額 170百万円

睡眠預金払出損失引当金繰入額 78百万円

固定資産処分損 19百万円

内、除却損 19百万円

圧縮損 0百万円

（中間連結株主資本等変動計算書関係）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項
（単位：千株）

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	7,591	—	—	7,591	
合計	7,591	—	—	7,591	
自己株式					
普通株式	15	1	—	17	(注)
合計	15	1	—	17	

(注) 当中間連結会計期間における増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	189	25.00	平成19年3月31日	平成19年6月29日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年11月7日 取締役会	普通株式	189	利益剰余金	25.00	平成19年9月30日	平成19年12月7日

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

平成19年9月30日現在

現金預け金勘定	17,207百万円
定期預け金	△21百万円
その他の預け金	△269百万円
現金及び現金同等物	16,916百万円

（リース取引関係）

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額

	動産	その他	合計
取得価額相当額	389百万円	275百万円	665百万円
減価償却累計額相当額	314百万円	252百万円	567百万円
中間連結会計期間末残高相当額	74百万円	23百万円	97百万円

・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額

	1年内	1年超	合計
66百万円	36百万円	102百万円	

・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料 48百万円

減価償却費相当額 45百万円

支払利息相当額 1百万円

・減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

・利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

・未経過リース料

	1年内	1年超	合計
13百万円	4百万円	18百万円	

（1株当たり情報）

	当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)
1株当たり純資産額	3,008.69円
1株当たり中間純利益	58.52円
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	—

(注) 1. 1株当たり中間純利益及び1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)
1株当たり中間純利益	443百万円
中間純利益	—
普通株主に帰属しない金額	443百万円
普通株式に係る中間純利益	7,574千株

2. なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式がないので記載しておりません。

	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)
純資産の部の合計額	22,796百万円
純資産の部の合計額から控除する金額 (うち少数株主持分)	10百万円 10百万円
普通株式に係る中間期末の純資産額	22,786百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数	7,573千株

連結情報

■有価証券関係

※1. 中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

※2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。なお、「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については該当ありません。

1. 売買目的有価証券 [前・当中間連結会計期間] 該当ありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)			当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日現在)		
	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
国債	—	—	—	—	—	—
地方債	3,144	3,203	59	3,144	3,178	34
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—
その他	36,265	34,445	△1,819	35,440	31,918	△3,521
合計	39,409	37,648	△1,760	38,584	35,096	△3,487

(注) 時価は、前中間連結会計期間末日、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

3. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)			当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日現在)		
	取得原価	中間連結貸借対照表計上額	評価差額	取得原価	中間連結貸借対照表計上額	評価差額
株式	10,519	15,208	4,689	10,888	13,162	2,274
債券	130,536	129,753	△783	145,667	144,716	△951
国債	61,472	60,739	△732	66,012	65,108	△903
地方債	2,376	2,377	0	3,673	3,670	△2
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	66,688	66,636	△51	75,981	75,936	△44
その他	12,000	11,413	△587	10,302	9,250	△1,052
合計	153,057	156,375	3,318	166,858	167,129	270

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、前中間連結会計期間末日、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を前中間連結会計期間、当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

3. 前中間連結会計期間、当中間連結会計期間における減損処理額はございません。

4. 時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、前中間連結会計期間末日・当中間連結会計期間末日における時価が取得時価と比べて50%以上下落している場合は、全銘柄を著しい下落と判定し、30%以上50%未満下落している場合は、価格の回復可能性及び発行会社の信用リスク等を勘案し判定しております。

4. 前・当中間連結会計期間中に売却した満期保有目的の債券 該当ありません。

5. 前・当中間連結会計期間中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)			当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	11,094	746	—	7,555	361	0

6. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日現在)
満期保有目的の債券		
社債	1,060	1,190
その他有価証券		
非上場株式	463	431

7. 保有目的を変更した有価証券 [前・当中間連結会計期間] 該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額

(単位:百万円)

	前中間連結会計期間末(平成18年9月30日現在)				当中間連結会計期間末(平成19年9月30日現在)			
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	24,268	62,305	39,276	46,394	32,623	69,832	41,936	42,254
国債	2,001	13,403	21,940	23,394	6,119	16,608	23,125	19,254
地方債	—	4,354	1,166	—	2	6,203	608	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	21,252	41,944	4,499	—	26,502	46,020	4,604	—
その他	1,014	2,603	11,669	23,000	—	1,000	13,597	23,000
その他	505	7,682	1,037	—	—	4,146	1,667	—
合計	24,773	69,988	40,313	46,394	32,623	73,979	43,604	42,254

■金銭の信託関係

- 運用目的の金銭の信託 [前・当中間連結会計期間末] 該当ありません。
- 満期保有目的の金銭の信託 [前・当中間連結会計期間末] 該当ありません。
- その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外) [前・当中間連結会計期間末] 該当ありません。

■その他有価証券評価差額金

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	前中間連結会計期間末(平成18年9月30日現在)	当中間連結会計期間末(平成19年9月30日現在)
評価差額	3,318	270
その他有価証券	3,318	270
(+)繰延税金資産(又は(△)繰延税金負債)	△1,340	△88
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,978	181
(△)少数株主持分相当額	—	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—	—
その他有価証券評価差額金	1,978	181

■デリバティブ取引関係

1. 取引の状況に関する事項

(前中間連結会計期間)

(1)取引の内容

当行が取扱っているデリバティブ取引として以下のようなものがあります。

- ①先物取引…債券先物 ②オプション取引…債券店頭オプション
③スワップ取引…金利スワップ、通貨スワップ ④先渡取引…為替予約

(2)取組方針

当行では、取引先が多様なニーズに応えるためにトレーディング(短期的に収益を追求する目的)やヘッジ目的でデリバティブ取引を行っております。債券先物取引によるトレーディング以外、原則として投機的な取引を行わない方針であります。

(3)利用目的

当行が保有しております、資産・負債に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引や債券先物取引・債券店頭オプション取引を利用しております。

また外貨建資産・負債に係る為替変動リスクをヘッジする目的で外国為替先物予約取引や通貨スワップ取引を利用しております。

ヘッジ目的以外では、一定の範囲内で短期的な売買益の獲得を目指すために債券先物、債券店頭オプション取引を利用しております。

(4)リスクの内容

デリバティブ取引に関するリスクは、市場の変化によって発生する市場リスクと取引相手の信用リスクがあります。

市場リスクとは、市場価格の変動によって将来の収益が変動するリスクであります。

信用リスクとは、契約額や想定元本とは異なり、取引の相手方が契約を履行できなくなった時点で当該取引を市場で複製する場合のコストであります。

(5)リスク管理体制

当行のデリバティブ取引は、運用枠等を定め、厳正な運用・管理を行っております。

また取引に関しては、約定を行うフロントオフィスと勘定処理や照合等を行うバックオフィスに分離することにより、相互牽制が働く体制としております。

(当中間連結会計期間)

(1)取引の内容

当行が当中間連結会計期間に取扱ったデリバティブ取引として以下のようなものがあります。

- ①スワップ取引…金利スワップ、通貨スワップ
②先渡取引…為替予約
③オプション取引…金利キャップ

(2)取組方針

当行では、ヘッジ目的でデリバティブ取引を行っており、原則として投機的な取引を行わない方針であります。

(3)利用目的

当行が保有しております、資産・負債に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引や金利キャップ取引を利用しております。また、外貨建資産・負債に係る為替変動リスクをヘッジする目的で外国為替先物予約取引や通貨スワップ取引を利用しております。

(4)リスクの内容

デリバティブ取引に関するリスクは、市場の変化によって発生する市場リスクと取引相手の信用リスクがあります。

市場リスクとは、市場価格の変動によって将来の収益が変動するリスクであります。

信用リスクとは、契約額や想定元本とは異なり、取引の相手方が契約を履行できなくなった時点で当該取引を市場で複製する場合のコストであります。

(5)リスク管理体制

当行のデリバティブ取引はヘッジ目的として行っており、過大なリスクの発生は回避しております。

また、取引に関しては、約定を行うフロントオフィスと勘定処理や照合等を行うバックオフィスに分離することにより、相互牽制が働く体制としております。

連結情報

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引

(単位：百万円)

	種類	前中間連結会計期間末（平成18年9月30日現在）			当中間連結会計期間末（平成19年9月30日現在）		
		契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物 金利オプション	—	—	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約 金利スワップ 金利オプション その他	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	15,000	454	△48
	合計	—	—	—	—	454	△48

(注) 1. 前中間連結会計期間末において時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(注) 1. 当中間連結会計期間末において時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

(単位：百万円)

	種類	前中間連結会計期間末（平成18年9月30日現在）			当中間連結会計期間末（平成19年9月30日現在）		
		契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物 通貨オプション	—	—	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ 為替予約 通貨オプション その他	—	—	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 前中間連結会計期間末において時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(注) 1. 当中間連結会計期間末において時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引 [前・当中間連結会計期間末] 該当ありません。

(4) 債券関連取引 [前・当中間連結会計期間末] 該当ありません。

(5) 商品関連取引 [前・当中間連結会計期間末] 該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引 [前・当中間連結会計期間末] 該当ありません。

■連結リスク管理債権

(単位：百万円)

	平成18年9月期	平成19年9月期
破綻先債権額	2,236	2,445
延滞債権額	23,748	20,305
3カ月以上延滞債権額	194	188
貸出条件緩和債権額	4,963	2,776
合計	31,141	25,716

(注) 平成19年9月期連結リスク管理債権の項目説明につきましては、8ページの注記事項（中間連結貸借対照表関係※1から※4）に記載しております。

■連結自己資本比率(国内基準)

(参考)

自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、算出しております。なお、平成18年9月30日は銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「旧告示」という。)に定められた算式に基づき、算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

(単位:百万円)

		平成18年9月期	平成19年9月期
基本的項目 (Tier1)	資本金	7,485	7,485
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	5,875	5,875
	利益剰余金	5,866	6,906
	自己株式(△)	△40	△54
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	△189
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子会社の少数株主持分	10	10
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の(基本的項目)計(上記各項目の合計額)	19,196	20,033
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計	(A) 19,196	20,033
補完的項目 (Tier2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,934	1,930
	一般貸倒引当金	2,075	1,583
	負債性資本調達手段等	4,120	7,560
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	4,120	7,560
計	8,130	11,074	
うち自己資本への算入額	(B) 8,094	11,074	
控除項目	(C) —	—	
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D) 27,291	31,107	
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	318,883	280,142
	オフ・バランス取引等項目	7,498	7,223
	信用リスク・アセットの額	(E) —	287,366
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%)	(F) —	28,162
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額	(G) —	2,252
	計(E)+(F)(注5)	(H) 326,381	315,528
連結自己資本比率(国内基準) = D/H × 100(%)	8.36	9.85	
(参考) Tier1比率 = A/H × 100(%)	—	6.34	

(注) 1. 告示第28条第2項(旧告示第23条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2. 告示第29条第1項第3号(旧告示第24条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第29条第1項第4号及び第5号(旧告示第24条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。

4. 告示第31条第1項第1号から第6号(旧告示第25条第1項第1号)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧告示第25条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

5. 平成18年9月30日の金額は、「資産(オン・バランス)項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

■セグメント情報

1. 事業の種類別セグメント情報

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)及び当中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

連結会社は銀行業以外に一部でクレジットカード等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

2. 所在地別セグメント情報

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)及び当中間連結

会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

3. 国際業務経常収益

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)及び当中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。